

2020年度 公益財団法人オリエントアルモーター奨学財団 高等学校・高等専門学校・奨学生募集要項

設立趣意

公益財団法人オリエントアルモーター奨学財団は倉石得一氏（オリエントアルモーター株式会社前社長）が私財を基に1978年に倉石育英会の名称で設立し、2009年には公益財団法人の認定を受け現在の名称に変更いたしました。

経済的な理由で修学が困難な学生・生徒に奨学援助を行い、社会有用の人材を育成することを目的としています。

現在、オリエントアルモーター株式会社の事業拠点の地域で奨学事業を行なっています。

1. 出願の資格

- (1) 千葉県・茨城県・山形県・福島県内に在住、又は千葉県・茨城県・山形県・福島県内の高等学校・高等専門学校に在学する生徒。
- (2) 経済的な事情により修学が困難であると認められ、学長の推薦のある者。
入学後主な学資出資者が死亡・長期療養(入院)・失業・その他の理由により学資支弁が困難になった者を優先する。
- (3) 品行方正で向上心がある者。

2. 募集人員(定員)

- (1) 高等学校・高等専門学校生 76名

3. 奨学金の内容

- (1) 返済 不要 (給付型)
- (2) 給付期間 1年間(4月から3月まで)
- (3) 給付金額 ①高等学校・高等専門学校生1～3年：月額 10,000円
②高等専門学校生4、5年：月額 15,000円
- (4) 他の奨学金(給付型・貸与型)との併願・併用は可とする。

4. 奨学金の給付時期

奨学金は6月末、8月末、12月末の年間3回(各4ヶ月分)に分けて給付します。

5. 出願の手続

出願は学校を通じて行いますので、次の応募書類を添えて当財団へ推薦願います。

- (1) 願書(指定用紙に本人記入のこと)
- (2) 推薦書(指定用紙)
- (3) 在学証明書

6. 応募書類の提出期限と送付先

- (1) 提出期限 2020年5月15日(金)必着
- (2) 宛先 当財団事務局宛に、学校単位で一括してお送り願います。

7. 選考と通知方法

応募書類にて審査を行い、当財団の理事会で決定します。

通知は6月初旬に学長及び出願者本人に書面にて連絡します。

8. 採用になった場合

採用通知時に送付する誓約書を確認の上、必要事項を記入し指定期日までに提出願います。

(1) 署名捺印（本人記入のこと）

(2) 振込先口座（※）

※奨学金は「ゆうちょ銀行」の奨学生本人名義の口座に振り込みます。

お持ちでない場合は本人口座の開設をお願いいたします。

9. 奨学生としての義務

(1) 奨学金の給付を受けたら1週間以内に、奨学金受領書を当財団宛に提出する。

(2) 年1回、当財団役員との懇談会に出席する。（詳細は採用時に連絡します）

※場所は採用地区（東京都上野、山形県鶴岡市、福島県相馬市）の会場で、
時期は8月中旬～下旬頃の予定です。指定会場までの交通費は支給します。

(3) 年度末に学業成績表・課題作文を当財団宛に提出する。

(4) 住所・氏名の変更、在学状況（休学・復学・転学・停学・留年や卒業延期の恐れ等）
に変化があった場合は速やかに事務局に届け出る。

10. 奨学金の停止及び廃止

(1) 奨学金の停止

①奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき

(2) 奨学金の廃止

①怪我や疾病などのため成業の見込がなくなったとき

②学業成績又は操行が不良となったとき

③理由がない休学、転学、退学したとき

④奨学金を必要としない理由が生じたとき（経済的な環境が好転したとき）

⑤出願の資格で定めた地域や年齢等で不適合となったとき

⑥奨学生として適当でない事実があったとき

11. その他

(1) 給付期間終了後の再応募は可とします。

(2) 奨学金の返済は必要ありません。但し、義務を怠った等の事由によっては
給付した奨学金の返納を求めることがあります。

(3) 提出された応募書類は返却しません。但し、不採用の場合には返却します。

(4) 応募者の個人情報については当財団の業務以外では使用しません。

(5) 卒業後の進路については、当財団は制約しません。

以上

《事務局連絡先》

公益財団法人オリエンタルモーター奨学財団

〒110-8536 東京都台東区東上野4-8-1 オリエンタルモーター株式会社内

担当 平林・服部・林 電話 03-5826-2577